主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告理由について。

原判決の所論約款の解釈に関する判断は正当であつて、所論のような経験則違反 等の違法のあることはみとめられない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。 右は全裁判官一致の意見である。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎